

産業廃棄物の運搬

自社運搬

政令第6条第1項

排出事業者がその産業廃棄物を自ら運搬する場合は、以下に示す基準に従って行わなければなりません。この場合、産業廃棄物収集運搬業の許可は必要ありません。

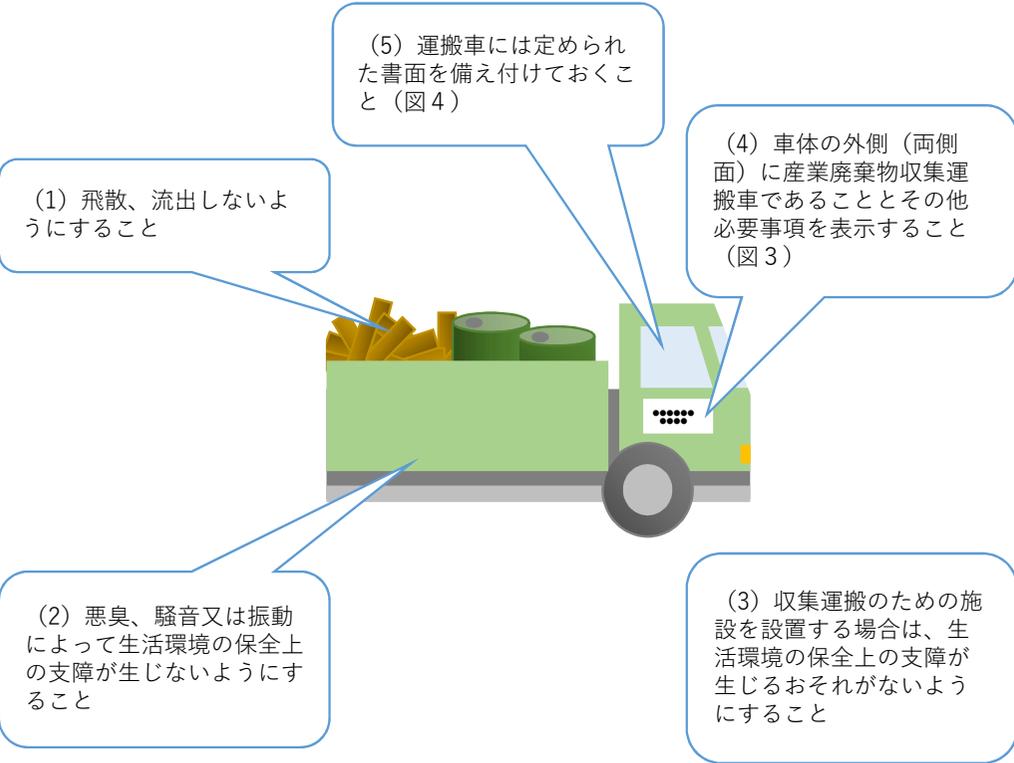
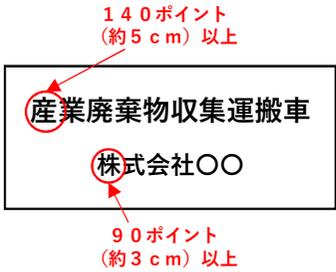


図3 運搬車両の表示例



- ・見やすいこと
- ・鮮明であること
- ・両側面に表示すること
- ・識別しやすい色の文字であること

参考

産業廃棄物処理業者が他者の委託を受けて運搬する場合、許可番号（下6けた以上）の表示も必要です。

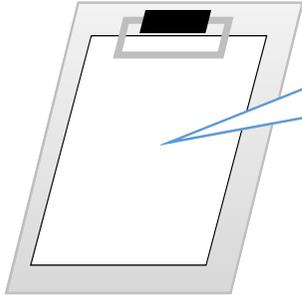
140ポイント
(約5cm)以上

産業廃棄物収集運搬車

株式会社〇〇
000000号

90ポイント
(約3cm)以上

図4 運搬車両に備え付ける書面



- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

参考

産業廃棄物処理業者が他者の委託を受けて運搬する場合

- ・許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）
（電子マニフェスト加入証の写し及び産業廃棄物の種類・量等を記載した書面又は電子情報）

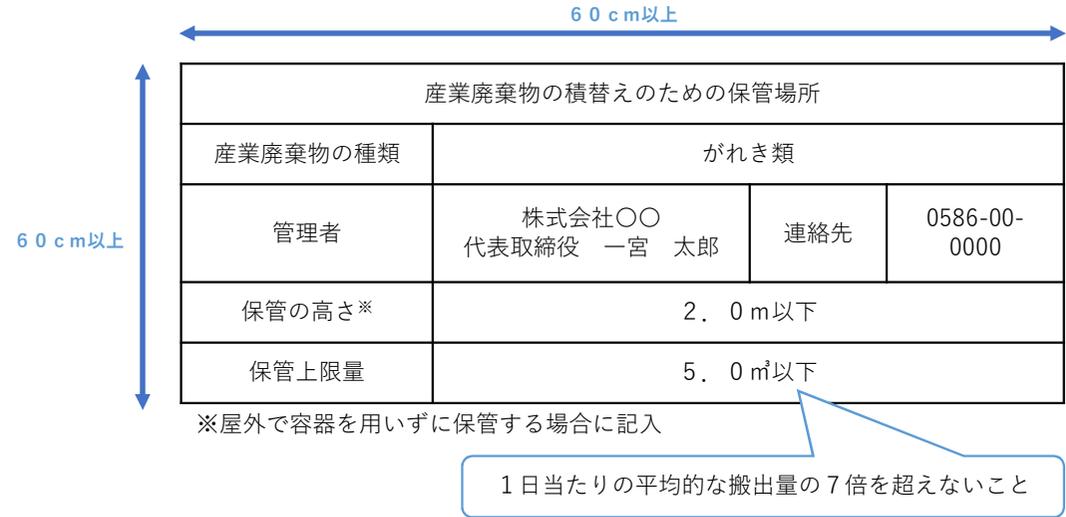
運搬に伴う積替え、保管

政令第6条第1項

運搬途中で廃棄物を収納した運搬容器を別の車両に積み替えたり、バラ積みしてきた車両から下ろした廃棄物を他の車両に積み替える等の作業やそのための保管をしたリする場合は、収集運搬に係る基準に従わなければなりません。

- ・ 周囲に囲いが設けられていること
産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる場合は、その荷重に対して構造耐力上安全であること
- ・ 積替え、保管に関して必要な事項を表示した掲示板が見やすい場所に設けられていること（図5）
- ・ 積替え、保管の場所から産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭の発散がしないように必要な措置をすること
- ・ 屋外で容器を用いずに保管する場合は、積上げ高さの上限を超えないようにすること
- ・ ねずみが生息したり、蚊、はえその他の害虫が発生したりしないようにすること
- ・ 保管を行う場合には、保管数量がその保管場所における1日当たりの平均的な搬出量の7倍を超えないこと
- ・ あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること
- ・ 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと
- ・ 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること

図5 積替えのための保管場所掲示板の表示例



参考

- ・ 建設工事に伴い発生する産業廃棄物を工事現場外で保管し、その保管場所の面積が 300 m²以上である場合は、法律に基づき『**産業廃棄物事業場外保管届出書**』を提出しなければなりません。
- ・ 建設工事に伴い発生する産業廃棄物又は廃タイヤを屋外で保管し、その保管場所の面積が 100 m²以上である場合は、条例に基づき『**特定産業廃棄物保管届出書**』を提出しなければなりません。